

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

1 低入札価格調査制度

(1) 対象工事

設計金額が1,000万円以上の工事

(2) 調査基準価格算定式の改正

調査基準価格の設定範囲を改正

【改正前】 上限 入札書比較価格に10分の9.0

下限 入札書比較価格に10分の7.0

【改正後】 上限 入札書比較価格に10分の9.2

下限 入札書比較価格に10分の7.5

(3) 低入札価格調査判断基準

変更はありません。

2 最低制限価格制度

(1) 対象工事

設計金額が130万円を超え1,000万円未満の工事

※ 解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く。【変更なし】

(2) 最低制限価格算定式の改正

ア 最低制限価格

調査基準価格×0.98 【1(2)調査基準価格算定式の改正を参照】

イ 最低制限価格の公表

非公表

変更はありません。

3 施行期日

令和2年4月1日以降、公告又は通知するもの